

長 介 第 5 9 号
令和3年4月1日

地域密着型サービス事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

長岡市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正について（通知）

長岡市が指定する地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の手続きについて定めた標記規則の一部を下記のとおり改正したので、通知します。

記

1 改正概要

指定申請書等の様式の標準化及び押印の見直し

2 改正の内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行日

令和3年4月1日

施行日以降に提出する指定申請書等が対象です。

4 改正後の様式

別添のとおり（第1号様式、第2号様式、第2号の2様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式）

5 その他

指定申請書等の添付書類について、これまで押印を求めていた書類（誓約書等）についても押印を不要とする改正を行いました。改正後の様式等については、長岡市ホームページから御確認ください。

https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/sitei_sinsei.html

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊
電 話：0258-39-2245
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp